

訪問看護（医療保険）重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 株式会社ほっぷの概要

名称	株式会社 ほっぷ
代表者名	中村 洋子
所在地・連絡先	(所在地) 京都府福知山市字荒河1318番地
設立年月日	平成29年1月17日

2 訪問看護ステーションほっぷの概要

(1) 名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ほっぷ
所在地 連絡先	京都府福知山市荒河新町82番地 電話・FAX 0773-21-4389
事業所番号	2662690144
管理者の氏名	山内 みかる

(2) 職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			業務管理 サービス提供調整
看護師	7	5	1	1		看護
理学療法士	1	1				リハビリテーション
作業療法士	1	1				リハビリテーション
アシスタント	1	1				事務・看護補助

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	福知山市内
------------	-------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等：

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
(土曜日・日曜日・祝祭日・12月30日～1月3日は休み)

※当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡が取れる体制を設けております。

3 サービスの内容

訪問看護計画に基づき訪問看護を提供します。具体的な内容は以下の通りです。

- ① 健康状態の観察と助言(血圧、体温、呼吸、脈拍の測定・病状の観察と助言)
- ② 日常生活の看護(清潔、食生活、排泄のケア、寝たきり予防のケア、入浴のお手伝い)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(体位交換、関節の運動、日常生活動作の訓練)
- ④ 精神・心理的な看護(精神・心理状態のケア、生活リズムの調整)
- ⑤ 終末期の看護(痛みのコントロール、療養生活の援助、療養環境の調整など)
- ⑥ 介護者の相談(介護者の健康管理、日常生活に関する相談)
- ⑦ カテーテル等の管理や点滴など医師の指示による医療処置

4 利用料金

(1) 利用料

訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は、別紙「料金表」の通りです。

(2) 料金の支払い方法

毎月15日頃に前月分の請求書を送付いたしますので、その月の末日までに下記口座にお振り込み下さい。入金確認後、領収書を発行いたします。

現金支払い・口座引落をご希望の場合はご相談下さい。

京都北都信用金庫 篠尾支店 普通預金口座（口座番号 1119905） 口座名義 株式会社 ほっぷ 代表取締役 中村洋子

(3) 利用料が支払われない場合

利用者様がサービス利用料の支払いを3か月以上遅延し事業者が料金を支払うよう督促したにも関わらず30日以内に支払われない場合、文書で通知後、利用料は代理人に請求させていただきます、直ちに契約を終了させていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護ステーションまたは主治医、介護支援専門員にご相談ください。

訪問看護を利用される場合は主治医の指示書が必要です。

指示書は訪問看護ステーションに提供されます。訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。

※保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

(2) 利用時間の変更については利用者様と事業者との話し合いのもとに行います。

利用時間変更ご希望の場合は前日までにご連絡ください。連絡がなくサービスの中止をされた場合は規定利用料金を請求いたします。

(3) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了される場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は約1か月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者様が3か月以上医療保険給付でのサービスが利用できなかった場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者様は文書で通知することによって直ちに契約を終了することができます。
- ・利用者様やご家族等が事業者に対して本契約を継続しがたい背信行為を行った場合、正当な理由なくサービスの中止が繰り返された場合は文書で通知することにより直ちに契約を終了させていただく場合がございます。

6 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問看護ステーションほっぷは利用者様やご家族の「安心して自宅で過ごしたい」という思いをかなえるために専門的な知識と技術により訪問看護を提供することを目的としています。

(2) 運営方針

訪問看護ステーションの職員は、利用者の気持ちや身体の状態を観察しながら生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) その他

訪問看護ステーションの職員への研修は、年4回以上行っています。

当ステーションでは、ご利用者様からの茶菓は、ご遠慮申し上げます。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

主治医	主治医氏名		連絡先	
	医療機関名			
ご家族	氏名		連絡先	
	勤務先等			
居宅介護 支援事業所	事業所名			
	連絡先			

8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、市町村及び京都府に報告を行います。

9 守秘義務について

(1) 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

(2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 虐待防止

(1) 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ② 虐待の防止のための指針を整備する
- ③ 虐待防止に関する責任者の選定
- ④ 虐待防止検討委員会の設置

- (2) サービス提供中に当該ステーション職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11 身体拘束等の原則禁止

- (1) サービス提供にあたっては、利用者またはほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」)を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

12 業務継続計画と衛生管理

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するとともに、常に衛生管理及び感染症発生時における業務継続計画に基づく対策を行います。

13 サービス内容に関する苦情等相談窓口

- (1) 提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

訪問看護ステーションほっぷ (担当) 山内 みかる	受付時間 8:30 ~ 17:00 連絡先 電話/FAX 0773-21-4389
------------------------------	--

- (2) その他

本事業所以外に、福知山高齢者福祉課介護保険係、京都府国民健康保険団体連合会介護保険課でもご相談や苦情等について、お受けいたします。

《苦情・相談各種窓口》

【事業者の窓口】	福知山市荒河新町 82 番地 訪問看護ステーションほっぷ 管理者 山内 みかる 電話・FAX 0773-21-4389 受付時間 8:30 ~ 17:00
【市町村の窓口】 ※国民健康保険、 後期高齢者医療保険	福知山市内記 13-1 福知山市役所保険課 電話 0773-24-7015 (国保給付係) 0773-24-7018 (高齢者医療係) 受付時間 月曜日～金曜日 8:30 ~ 17:00
【公的団体の窓口】	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 COCON 烏丸 京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090 受付時間 月曜日～金曜日 8:30 ~ 17:00

訪問看護ステーション ほっぷ 利用料金【医療保険】

		料 金	自己負担額		
			1割	2割	3割
基本 項目	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円	555円 655円	1,110円 1,310円	1,665円 1,965円
	訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	8,500円	850円	1,700円	2,550円
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 1日につき(30分以上)	週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円	555円 655円	1,110円 1,310円	1,665円 1,965円
	機能強化型1 訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日 13,230円 2日目以降 3,000円	1,323円 300円	2,646円 600円	3,969円 900円
	機能強化型2 訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日 10,030円 2日目以降 3,000円	1,003円 300円	2,006円 600円	3,009円 900円
加算 項目	24時間対応体制加算Ⅰ (1月につき)	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	早朝・夜間加算 (6時～8時・18時～22時)	2,100円	210円	420円	630円
	深夜加算(22時～6時)	4,200円	420円	840円	1,260円
	特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
	難病等複数回訪問加算	1日2回 4,500円 1日3回訪問 8,000円	450円 800円	900円 1,600円	1,350円 2,400円
	乳幼児加算・幼児加算	1,500円	150円	300円	450円
	複数名訪問看護加算(看護師)	4,500円	450円	900円	1,350円
	長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	退院支援指導加算(長時間)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円
	専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円
	情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
	ベースアップ評価料Ⅰ	780円	78円	156円	234円
	医療DX 情報活用加算	50円	5円	10円	15円
ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
緊急訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円	

■その他の費用

加算項目	利用料金	内 容
エンゼルケアⅠ	11,000円	(消費税込)
エンゼルケアⅡ	22,000円	
衛生材料	実費	吸引カテーテル等
キャンセル料	1,500円	(消費税込)
時間延長10分毎に	2,000円	(消費税込)

利用者に代わってその署名を代筆しました。

署名代筆者

郵便番号・住所

氏 名
